（電気通信事業法の一部改正に伴う経過措置）

第三条　この法律の施行の際現に電気通信事業法第九条の登録を受けている者又は第二条の規定による改正前の電気通信事業法第十六条第一項の規定による届出をしている者であって、外国法人等（新事業法第十条第一項第二号に規定する外国法人等をいう。）であるものについては、この法律の施行の日において同号又は新事業法第十六条第一項第二号に掲げる事項について変更があったものとみなして、新事業法第十三条第四項又は第十六条第二項の規定を適用する。

２　この法律の施行の際現に電気通信事業法第百八条第一項の規定により指定されている適格電気通信事業者についての次の表の上欄に掲げる新事業法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四十二条第五項において準用する同条第三項	第四十一条第三項に規定する電気通信設備の使用を開始しようとするときは、当該	電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第三十号。第四十四条第一項において「令和二年改正法」という。）の施行の日から起算して三月以内に、第四十一条第三項に規定する
	又は	の規定により確認した場合には遅滞なく、
	、当該各項	同項
第四十四条第一項	電気通信事業の開始前に	令和二年改正法の施行の日から起算して三月以内に

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条　前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第五条　政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（登録免許税法の一部改正）

第六条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第五十一号㈠中「第十条第一項第二号」を「第十条第一項第三号」に改める。

（電子委任状の普及の促進に関する法律の一部改正）

第七条　電子委任状の普及の促進に関する法律（平成二十九年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第三号中「二まで」を「へまで」に改め、同号イ中「及び第三号」を「から第五号まで」に改め、同号ロ中「受け、又は同条第四項の届出をしなければ」を「受けなければ」に、「第十条第一項第二号又は第三号」を「第十条第一項第三号又は第四号」に改め、同号ニ中「同条第一項第二号又は第三号」を「同条第一項第三号又は第四号」に改め、同号ニを同号ヘとし、同号ハ中「及び第三号」を「から第五号まで」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ニの次に次のように加える。

ホ　電気通信事業法第十六条第二項の届出をしなければならない場合　同条第一項第二号又は第五号の事項のうち当該申請に係る電子委任状取扱業務を実施するに当たり変更することとなるもの

第五条第二項第三号ロの次に次のように加える。

ハ　電気通信事業法第十三条第四項の届出をしなければならない場合　同法第十条第一項第二号から第五号までの事項のうち当該申請に係る電子委任状取扱業務を実施するに当たり変更することとなるもの

第八条第二項中「第三号ハ」を「第三号ニ」に改める。

第十条第一項中「若しくは第三項」を「から第三項までのいずれか」に改め、同条第二項中「第十六条第三項」を「第十六条第二項若しくは第三項」に改める。

（会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第八条　会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第四十九条のうち日本電信電話株式会社等に関する法律第四条第二項の改正規定及び同法第二十三条第三号の改正規定中「第二十三条第三号」を「第二十三条第四号」に改める。

（会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正に伴う調整規定）

第九条　この法律の施行の日が会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日以後となる場合には、前条の規定は、適用しない。

総務大臣　高市　早苗
経済産業大臣　梶山　弘志
内閣総理大臣　安倍　晋三